

令和元年9月9日

各 位

福井県木材組合連合会長
福井県森林組合連合会長
（社）全国木材組合連合会長
（公印省略）

令和元年度木材関連事業者登録の推進セミナー・個別相談会
及び合法木材認定事業者研修会の開催について

秋も深ってきましたが、皆様におかれましては益々ご清祥でご活躍のことと存じます。

さて、当会では、合法木材供給体制の信頼性を確保するため、全木連の研修実施要領に基づき、認定事業者の分別管理責任者などを対象として、研修会を実施しております。

認定事業者における認定書の有効期間は認定の日から3年間となっていることから、3年間に最低1回は、研修会を受講していただくことになっております。

なお、今回は、平成29年5月に施行された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）」の運用を重点に下記のとおり研修会を開催しますので、別紙申込書に出席者名をご記入の上、9月24日（火）までにFAX（電話可能）にてお申し込みくださいますようお願い申し上げます。

記

1. 日時、会場

令和元年9月30日（月） 午後 1時30分 ～4時00分頃

福井県産業会館 本館2階展示場

（福井市下六条町103番地 TEL 0776-41-3611）

2. 主催者 福井県木材組合連合会・福井県森林組合連合会・全国木材組合連合会の共催

3. 対象者 平成30年度の研修未受講者（3年間に1回の方）、新規（更新）認定事業者の中で分別管理責任者及び認定事業者、新規に認定を申請する方、並びに建築関係者、木材事業者、木材加工事業者、木材流通関係事業者など

4. 研修内容

① クリーンウッド法の概要と登録について

（講師：一般社団法人 全国木材組合連合会 企画部 部長 加藤 正彦 氏）

② 合法木材供給に向けたガイドラインについて

（講師：福井県木材組合連合会 参与 勇上 俊昭 氏）

5. 受講料 無 料

6. 受講結果の公表 認定事業体の責任者が研修を受講した場合は、受講者名を「合法木材ナビ」上に公表する。

7. 受講証明書 ① 既認定事業者の受講者の方には「合法木材供給事業者研修受講証明書」を発行する。

② 既認定事業者以外の受講者の方には、新たに認定事業者の取得後に「合法木材供給事業者受講証明書」を発行する。

8. その他

令和元年度木材関連事業者登録の推進セミナー・個別相談会
及び合法木材認定事業者研修会受講申込書

令和元年9月 日

福井県木材組合連合会 宛て
FAX (0776) 35-7212

ふりがな (必須)

事業者 (体) 名

住 所

TEL () -

FAX () -

役 職 等	ふりがな (必須) 氏 名	備 考

備考 1、受講申し込み期限は、9月24日(火)

お問合せ：福井県木材組合連合会
TEL (0776) 35-5663 Fax (0776) 35-7212
事務局 岩佐、勇上、佐久間